

名称	辰巳環境開発株式会社	
事務所・事業場の所在地	本社	大阪府門真市江端町21番3号
	営業所・施設	大阪府守口市東郷通1丁目5番17号
	営業所・施設	大阪府東大阪市水走3丁目12番56号
	営業所・施設	大阪府大阪市鶴見区焼野2丁目5番32号
設立年月日	昭和53年8月23日	
資本金・出資金	40,800,000円	
役員等	代表取締役	辰巳秀司（平成29年3月21日就任）
	取締役	辰巳 瞳（平成29年3月21日就任）
	取締役	辰巳真弓（平成29年3月21日就任）
	監査役	樫 健治（平成28年3月21日就任） (令和7年4月8日現在)
住業員数	51名	
事業の内容等	昭和53年8月	大阪府門真市に辰巳環境開発株式会社を設立し、廃棄物処理業を開始。
	昭和56年 2月	大阪府において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。
	平成19年12月	一般廃棄物処分業許可(事業系食品廃棄物)取得
	平成26年 4月	営業所を門真市から守口市東郷通1丁目5番17号に移転。
	平成26年10月	大阪府守口市東郷通1丁目5番17号(地番:1丁目19番)にて産業廃棄物処理業の許可を取得。
		大阪府守口市東郷通1丁目5番17号(地番:1丁目19番)にて産業廃棄物収集運搬業(積替え保管)の許可を取得。
	平成29年12月	大阪府守口市東郷通1丁目5番17号(地番:1丁目19番)にて産業廃棄物処理業の変更許可を取得。
	平成31年2月	奈良県 産業廃棄物収集運搬許可取得
		兵庫県 産業廃棄物収集運搬許可取得
	令和3年1月	岡山県 産業廃棄物収集運搬許可取得
令和3年3月	京都府 産業廃棄物収集運搬許可取得	
令和3年9月	東大阪市において 産業廃棄物処理業 中間処理(堆肥化)の許可を取得	



許可番号 第02710027919号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府門真市江端町21番3号  
氏名 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年4月20日  
許可の有効年月日 令和9年4月19日

無効

### 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- |         |            |          |
|---------|------------|----------|
| 1 燃え殻   | 6 廃プラスチック類 | 11 ゴムくず  |
| 2 汚泥    | 7 紙くず      | 12 金属くず  |
| 3 廃油    | 8 木くず      | 13 ガラスくず |
| 4 廃酸    | 9 繊維くず     | 14 がれき類  |
| 5 廃アルカリ | 10 動植物性残さ  |          |

石綿含有産業廃棄物を含む。ただし、積替え保管にあつては除く。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上14種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う

産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：守口市東郷通一丁目19番

面積：92.1m<sup>2</sup>

保管上限：18.2m<sup>3</sup>

積み上げ高さ：1.3m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の2, 6, 12, 13, 14の5種類

石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

1の2, 6, 12, 13については水銀使用製品産業廃棄物（廃乾電池又は廃蛍光灯に限る。）を含む。

1の14については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

また、1の2については廃乾電池に限る。1の6については廃発泡スチロールを除く。

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和56年 2月19日 当初許可

令和 2年 6月10日 許可更新

令和 2年 6月10日 変更許可

令和 2年 6月10日 優良認定

令和 6年 2月27日 変更許可

### 5. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

以下余白



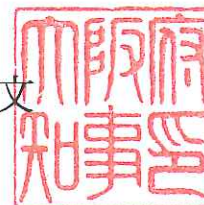
# 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府門真市江端町21番3号  
氏名 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和元年10月27日  
許可の有効年月日 令和8年10月26日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（減容固化、破碎・選別）

産業廃棄物の種類

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 廃プラスチック類 | 4 繊維くず | 7 ガラスくず |
| 2 紙くず      | 5 ゴムくず |         |
| 3 木くず      | 6 金属くず |         |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。  
また、廃蛍光灯及び廃石膏ボードを除く。

以上7種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

減容固化施設

産業廃棄物の種類：1の1（廃発泡スチロールに限る。）の1種類

設置場所：守口市東郷通1丁目19番

設置年月日：平成26年8月26日

処理能力：0.8t/日

破碎・選別施設

産業廃棄物の種類：1の1、2、3、4、5、6、7の7種類

設置場所：守口市東郷通1丁目19番

設置年月日：平成29年9月7日

処理能力：破碎 47.1m<sup>3</sup>/日（廃プラスチック類4.7t/日、木くず4.2t/日）

選別 474m<sup>3</sup>/日

以下余白

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年10月27日 当初許可

令和2年1月8日 許可更新

令和2年1月8日 優良認定

以下余白

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無





許可番号 第06820027919号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府門真市江端町21番3号

氏名 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

東大阪市長 野田 義和



許可の年月日

令和 3年 9月 1日

許可の有効年月日

令和 8年 8月 31日

### 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（堆肥化）

産業廃棄物の種類

1. 動植物性残さ

石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。

以上 1種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

堆肥化施設

産業廃棄物の種類 : 1の1の1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。）

設置場所 : 東大阪市水走3丁目12番7, 12番14（地番表記）

設置年月日 : 平成19年12月17日（一般廃棄物処理施設として設置）

処理能力 : 10t/日

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 9月 1日 当初許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

登録番号 第502号

## 廃棄物再生事業者登録証明書

住所 大阪府門真市江端町21番3号

氏名 辰巳環境開発株式会社

代表取締役 辰巳 秀司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証します。

平成31年1月8日

大阪府知事 松井 一郎



- 1 事業場の名称・所在地  
辰巳環境開発株式会社  
守口市東郷通1丁目19番
- 2 廃棄物の再生に係る事業の内容  
廃プラスチック類（廃発泡スチロール）の再生（減容固化による再生原料化）
- 3 登録年月日  
平成31年1月8日



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府門真市江端町2 1番3号  
名称 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和3年1月26日

許可の有効年月日 令和8年1月25日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無  
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和3年1月25日 新規許可

5. 積替え許可の有無  
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府門真市江端町21番3号

氏 名 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和 3 年 3 月 2 日

許可の有効年月日 令和 8 年 3 月 1 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ①汚泥       | ⑥動植物性残さ                |
| ②廃プラスチック類 | ⑦ゴムくず                  |
| ③紙くず      | ⑧金属くず                  |
| ④木くず      | ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑤繊維くず     | ⑩がれき類                  |

以上10種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年3月2日：当初許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府門真市江端町21番3号

氏 名 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 6年 2月20日

許可の有効年月日 令和 11年 2月19日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上9種類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

## 3. 許可の条件

該当なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

平成31年 2月20日 新規許可、

令和 6年 2月20日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

大阪府門真市江端町21番3号  
辰巳環境開発株式会社 殿

令和6年1月15日付けで許可申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり許可します。

なお、事業の運営にあたっては、下記留意事項に注意して行ってください。

令和6年3月13日

奈良県知事 山下 真



1. 事業の区分、取り扱う産業廃棄物の種類等

事業の範囲	事業の区分	積替え保管を含まない		
	取り扱う産業廃棄物の種類	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を除く） ※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上9種類		
許可番号	02900027919	許可期限	令和11年 2月19日	

留意事項

- 1 事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ、指示を受けること。
- 2 許可を更新する場合は、許可期限までに更新許可申請を行うこと。
- 3 住所、氏名、役員、車両、車両保管場所等を変更したときは、10日（法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に所定の手続きをすること。
- 4 事業場ごとに帳簿を備え、法に定められた事項について毎月末までに前月分を記載し、1年ごとに閉鎖し、その後5年間は保存すること。
- 5 運搬車両の保管場所は、  
大阪府守口市東郷通1-5-17
- 6 運搬車両は、  
大阪480み3452、大阪480み4895、大阪430ぬ2212、大阪830そ2211、大阪800せ1061、大阪100せ2099、大阪100そ8363、なにわ800せ1071、大阪480て2575、大阪480な1018、大阪480と1646、大阪480そ1634、大阪130さ4153、なにわ800せ1421、なにわ800せ1875、なにわ800せ1876、なにわ100せ6691、なにわ800せ1954、大阪130に2003、大阪480ふ6009、大阪130す2102 以上21台

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。





許可番号 第 02803027919 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府門真市江端町21番3号

氏 名 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和6年2月28日

許可の有効年月日 令和11年2月27日

### 1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
4. 紙くず
5. 木くず
6. 繊維くず
7. ゴムくず
8. 金属くず
9. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
10. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 10 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

### 2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成31年2月28日 新規許可

令和6年2月28日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



兵庫県指令神北(県)(5)第 6-2-580 号  
令和6年3月13日

住 所 大阪府門真市江端町21番 3号  
申 請 者 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司

令和6年1月18日付けで申請のあった産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 齋藤 元彦



業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 02803027919 号

事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 3.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 4.紙くず
- 5.木くず
- 6.繊維くず
- 7.ゴムくず
- 8.金属くず
- 9.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 10.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 10 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

許可の期限 令和11年2月27日 まで

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。